

埼玉県省エネ診断事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者の申請により、県が民間事業者の事業所に省エネ診断事業者を派遣して、当該事業所（以下「診断対象事業所」という。）の省エネ診断を実施するために必要な事項を定め、当該事業の適正な執行を確保し、もって、民間事業者の二酸化炭素排出量削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者 埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当するもの）に限る。
- 二 省エネ診断事業者 温暖化対策及び省エネルギー対策についての情報及び能力を持つ事業者で本事業の趣旨を理解し、県が進める温暖化対策事業等に協力する意思があり、診断対象事業所の省エネ診断を実施する者をいう。
- 三 省エネ診断 民間事業者の事業所に対して経済性の高い温暖化対策及び省エネルギー対策の余地を調査し、併せて設備の運用改善や設備導入等の対策を行った場合の効果やコストを試算し提案することをいう。

(取り扱う情報の範囲)

第3条 本事業で取り扱う情報の範囲は、省エネ診断事業者が診断対象事業所で省エネ診断事業を実施するための情報とする。ただし、知事が本事業の対象とすることが不適当と判断するものを除く。

(省エネ診断事業者の責務)

第4条 省エネ診断事業者は次の各号に従って省エネ診断を実施しなければならない。

- 一 省エネ診断事業者は、この実施要綱、県と締結する契約書及び仕様書等の内容を十分に理解した上で省エネ診断を実施すること。
- 二 省エネ診断事業者は、県と省エネ診断業務にかかる契約書の締結後、すべての省エネ診断業務が契約期間内に完了するように、診断スケジュールを調整し管理すること。
- 三 省エネ診断事業者は、診断対象事業所のエネルギーの使用状況並びに使用している設備や機械等の仕様及び稼働状況を確認し、温暖化対策及び省エネルギー対策の余地を診断すること。
- 四 省エネ診断事業者は、診断対象事業所の担当者のみならず経営者等も省エネ診断の内容を理解できるように、具体的かつ分かりやすい省エネ診断結果報告書（以下「報告書」という。）を作成すること。

(診断対象事業所の要件)

第5条 診断対象事業所は原則として、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が300k1以上の県内事業所とする。

(省エネ診断の申請)

第6条 省エネ診断事業の実施を希望する民間事業者（以下「受診事業者」という。）は、省エネ診断事業実施希望申請書（様式第1号。以下「希望申請書」という。）を知事に提出するものとする。ただし、同一の診断対象事業所の希望申請書の提出は同一年度1回限りとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する受診事業者は、省エネ診断を受診することができない。

- 一 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合。
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。
- 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした場合。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

(省エネ診断事業者への委託)

第7条 知事は、前条の規定による希望申請書の提出があり、当該希望申請書の内容が第3条に規定する範囲に適合すると認める場合は、省エネ診断事業見積依頼書（様式第2号）を埼玉県省エネ診断事業又はそれと同等の診断業務の実績のある事業者（以下「省エネ診断事業見積依頼事業者」という。）に対して送付するものとする。

2 知事は、最も有利な価格で見積りした者と委託契約を締結するものとする。

(診断の実施)

第8条 省エネ診断事業者は、前条に規定する業務を受託後、受診事業者へ省エネ診断事業について連絡し、日程調整等を行った上で、診断を実施するものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、省エネ診断事業者に、省エネ診断の状況について、報告を求めることができるものとする。

(診断報告)

第10条 省エネ診断事業者は、省エネ診断の結果を知事に報告するものとする。

- 2 知事は、提出された報告書を確認した上で、受診事業者が第11条の負担をした後に、受診事業者に報告書を送付する。
- 3 前項に規定する確認は、次の各号により行うものとする。
 - 一 省エネ診断事業者は、あらかじめ省エネ診断結果報告書の確認依頼書（様式第3号）により報告書について知事の確認を受けるものとする。
 - 二 知事は、前号の規定による確認の結果について省エネ診断事業者に連絡するものとする。
 - 三 第1号の規定に基づく確認の結果、報告書の修正が必要とされた省エネ診断事業者は、遅滞なく必要な修正を行った報告書を再提出するものとする。
- 4 知事は、受診事業者に対して省エネ診断の受診後に、報告書に記載された対策の実施状況等について、必要な調査を実施することができる。

(受診事業者の負担)

第11条 受診事業者は、11,000円（税込）を負担するものとする。

(守秘義務)

第12条 県及び省エネ診断事業見積依頼事業者は、本事業の実施において知り得た情報（第7条の規定に基づき知事から通知された情報を含む。）を漏らしてはならない。ただし、県は、省エネ診断を実施した受診事業者の承諾を得た上で、経済性の高い温暖化対策及び省エネルギー対策その他の事業概要等を広報することができる。

(県の責任)

第13条 第10条の規定による報告後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる契約については、県は一切の責任を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年5月7日から施行する。

なお、埼玉県目標設定型排出量取引制度省エネ診断支援事業実施要綱は同日をもって廃止する。

附則

この要綱は令和2年6月12日から施行する。

附則

この要綱は令和3年5月25日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月18日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月24日から施行する。

附則

この要綱は令和6年11月13日から施行する。

附則

この要綱は令和7年7月16日から施行する。

様式一覧

様式	名称
様式第 1 号	省エネ診断事業実施希望申請書
様式第 2 号	省エネ診断事業見積依頼書
様式第 3 号	省エネ診断結果報告書の事前確認依頼書

省エネ診断（専門診断）申請書

(宛先) 埼玉県知事

申請日 年 月 日

提出先 FAX : 048-830-4777 E-Mail : a3030-19@pref.saitama.lg.jp

埼玉県省エネ診断事業実施要綱に定める民間事業者*であり、埼玉県省エネ診断事業の実施を希望するので下記のとおり申請します。

* 民間事業者の定義

埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当するもの）に限る。

【重要】診断料について

診断料	<input type="checkbox"/> 診断料 11,000 円（税込）を負担します。 （診断料は省エネ診断事業者に直接お支払いください。）
-----	--

1 申請者基本情報

申請者名（会社名）		
代表者	職	氏名
資本金		円
従業員数（法人全体）		人
中小企業基本法による中小企業者の業種分類*1		製造業その他 ・ 卸売業 ・ 小売業 ・ サービス業
診断希望事業所*2	郵便番号	
	所在地	
	事業所名	
事業所の規模		大規模事業所*3 ・ 中小規模事業所
担当者	部署	
	役職	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-Mail	

* 1 中小企業庁のホームページから御確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

* 2 診断対象事業所は原則として、年間エネルギー使用量（原油換算）が300キロリットル以上の県内事業所

* 3 大規模事業所…年間エネルギー使用量（原油換算）が3か年度連続して1,500キロリットル以上の事業所

2 事業所の情報

(1) 事業所概要

※概算値または推計値でも差し支えありません。

従業員数（事業所）				人
業種				
主な生産品目				
年間操業時間・日数		日		時間
階層・延べ床面積		階建		m ²
敷地面積				m ²
建物竣工年（西暦）				年
主な建物の構造（任意）	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・複合構造			
年間光熱水費	5百万円未満・5百～1千万円・1～3千万円・3～5千万円・5千万円以上			
電気使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし			
燃料使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし			
省エネ診断実績*	あり・なし			

* 過去に省エネ診断を受けたことがある場合は、診断レポートの写しを併せて御提出ください。

(2) 事業所における過去1年間のエネルギー等使用状況等

※概算値または推計値でも差し支えありません。

燃料等種類	年間使用量			
電気	電力使用量	kWh	契約電力	kW
都市ガス				m ³
LPG				kg・m ³
重油	A 重油・B 重油・C 重油			L
その他燃料①	燃料種		使用量	
その他燃料②	燃料種		使用量	
上下水道				m ³

(3) 設備状況とエネルギー比率

- ・ 所有設備の有無を記入する（○を記入する）
 - ・ 可能であれば、各設備の能力・台数などを記入する
 - ・ 概ね 15 年以上使用する設備の有無及び内容等を記入する
 - ・ 事業所全体のエネルギーを 100%とした各設備のエネルギー使用比率を記入する
- ※概算値または推計値でも差し支えありません。不明な場合は県に御相談ください。

設備名	設備の有無	設置台数・能力など	15年以上使用する設備の内容	エネルギー使用比率
受変電設備（変圧器、蓄電池等）				%
照明設備				%
個別式空調機（パッケージエアコン等）				%
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）				%
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）				%
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）				%
エアークOMPRESSOR				%
給・排水ポンプ				%
給・排気ファン				%
排水処理設備				%
生産設備① ()				%
生産設備② ()				%
その他 (多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。)				%
デマンド監視装置				
エネルギー計測・制御装置（EMS）				

3 診断希望内容

(1) 診断・提案を希望する設備

・希望の有無を記入する（○を記入する）

設備名	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する設備等）
受変電設備（変圧器、蓄電池等）		
照明設備		
個別式空調機（パッケージエアコン等）		
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）		
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）		
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）		
エアーコンプレッサー		
給・排水ポンプ		
給・排気ファン		
排水処理設備		
生産設備① （ ）		
生産設備② （ ）		
その他 （多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。）		

(2) 診断・提案を希望する対策内容区分

・希望の有無を記入する（○を記入する）

対策内容区分	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する対策内容等）
運用改善		
部分更新、機能付加		
設備更新		
その他		

(3) 診断を希望する時期

診断希望の時期※	あり ・ なし 月 日 ~ 月 日
対応不可の時期	あり ・ なし 月 日 ~ 月 日

※御希望に沿えない可能性があります。

(4) その他希望内容

(1)~(3)以外について、省エネ対策に当たって課題と感じている点や苦慮されている点、アドバイスを受けたい事項や要望等があれば、自由に御記入ください。

- (記載例)
- ・ 廃熱の有効的な活用方法を検討したい。
 - ・ 燃料の転換を検討したい。
 - ・ 設備のダウンサイジングによるエネルギーコストの低減を図りたい。

<ul style="list-style-type: none">●●●

4 事業所特有の状況

事業所特有の特殊な設備（一般的でない燃料で動く設備や、高圧電力で動く設備）がある場合は、その内容を御記入ください。

<ul style="list-style-type: none">●●●

5 事業所情報の公表について

県が省エネ診断事業者に見積を依頼するにあたって、本申請書のうち以下の情報を提供します。

- ・1 申請者基本情報 診断希望事業所の所在地のうち市町村名のみ
- ・2 事業所の情報 全ての情報
- ・3 診断希望内容 全ての情報
- ・4 事業所特有の状況 全ての情報

ただし、貴社の都合上、非公表を希望する事項がある場合には、その内容を御記入ください。

<ul style="list-style-type: none">●●●

省エネ診断事業見積依頼書

年 月 日

省エネ診断事業見積依頼事業者 様

埼玉県知事

埼玉県省エネ診断事業について、別添「申請内容概要書」のとおり、省エネ診断事業の実施希望がありました。業務の概要等については、下記のとおりです。

省エネ診断業務委託の契約を希望する診断事業者の方は、見積書等を提出くださるようお願いいたします。

記

1 業務の概要

- ・委託業務名 埼玉県省エネ診断業務委託（ - ）
- ・案件番号 -
- ・委託箇所 別添「申請内容概要書」に記載の地域内の事業所
- ・業務内容 別添「埼玉県省エネ診断業務委託仕様書案」のとおり
- ・履行期間 契約締結日から令和 年 月 日

2 見積書の提出について

- ・提出期限 年 月 日（ ）まで
- ・提出方法 電子メール a3030-19@pref.saitama.lg.jp
- ・提出するもの
 - (1) 見積書
 - (2) 立会人型電子契約メールアドレス確認書
(立会人型電子契約サービスの利用を希望する場合)

3 見積書の作成上の注意点

- (1) 業務のうち、11,000円(税込)は受診事業者が負担します。
そのため、見積書に診断料11,000円(税込)を記載し、差し引いた金額を見積額としてください。
- (2) 消費税を含まない額も記載してください。
消費税の免税事業者の場合は、消費税を含めず、備考欄等にその旨がわかるよう御記載ください。
例：「弊社は消費税の免税事業者であるため、見積金額に消費税は含まれておりません。」
- (3) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」としてください。

- (4) 代表者印の押印は不要ですが、代表者職・氏名は必ず記載してください。
- (5) 作成日が本通知日以降の日付であるか必ず確認してください。

4 備考

- ・本業務に係るその他事項については次の定めによります。
 - (1) 埼玉県省エネ診断事業実施要綱（令和 年 月 日改正）
 - (2) 埼玉県省エネ診断業務委託契約書案・仕様書案

5 問合せ先

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話：048-830-3049
電子メール：a3030-19@pref.saitama.lg.jp

申請内容概要書

1 診断希望の事業所の所在地

市町村	
-----	--

2 事業所の情報

(1) 事業所概要

従業員数（事業所）		人
業種		
主な生産品目		
年間操業時間・日数	日	時間
階層・延べ床面積	階建	m ²
敷地面積		m ²
建物竣工年（西暦）		年
主な建物の構造（任意）	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・複合構造	
年間光熱水費	5百万円未満・5百～1千万円・1～3千万円・3～5千万円・5千万円以上	
電気使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし	
燃料使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし	
省エネ診断実績*	あり・なし	

(2) 事業所における過去1年間のエネルギー等使用状況等

燃料等種類	年間使用量			
電気	電力使用量	kWh	契約電力	kW
都市ガス				m ³
LPG				kg・m ³
重油		A重油・B重油・C重油		L
その他燃料①	燃料種		使用量	
その他燃料②	燃料種		使用量	
上下水道				m ³

(3) 設備状況とエネルギー比率

設備名	設備の有無	設置台数・能力など	15年以上使用する設備の内容	エネルギー使用比率
受変電設備（変圧器、蓄電池等）				%
照明設備				%
個別式空調機（パッケージエアコン等）				%
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）				%
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）				%
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）				%
エアーコンプレッサー				%
給・排水ポンプ				%
給・排気ファン				%
排水処理設備				%
生産設備① （ ）				%
生産設備② （ ）				%
その他 （多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。）				%
デマンド監視装置				
エネルギー計測・制御装置（EMS）				

3 診断希望内容

(1) 診断・提案を希望する設備

設備名	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する設備等）
受変電設備（変圧器、蓄電池等）		
照明設備		
個別式空調機（パッケージエアコン等）		
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）		
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）		
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）		
エアーコンプレッサー		
給・排水ポンプ		
給・排気ファン		
排水処理設備		
生産設備① （ ）		
生産設備② （ ）		
その他 （多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。）		

(2) 診断・提案を希望する対策内容区分

対策内容区分	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する対策内容等）
運用改善		
部分更新、機能付加		
設備更新		
その他		

(3) 診断を希望する時期

診断希望の時期*	あり ・ なし 月 日 ~ 月 日
対応不可の時期	あり ・ なし 月 日 ~ 月 日

※受診事業者には、御希望に沿えない可能性があることを伝えていきます。

(4) その他希望内容

(1)~(3)以外について、省エネ対策に当たって課題と感じている点や苦慮されている点、アドバイスを受けたい事項や要望等。

-
-
-

4 事業所特有の状況

事業所特有の特殊な設備（一般的でない燃料で動く設備や、高圧電力で動く設備）

-

5 本依頼書の内容について

本依頼書の記載内容は、見積書の依頼のために事業者からの申請内容に基づき作成されたものであり、県がすべての内容を確認したものではありません。

実際に診断をする際には、改めて事業所との打合せ等を行ってください。

(様式第3号)

省エネ診断結果報告書の確認依頼書

依頼日 年 月 日

埼玉県知事

事業者名

代表者名

所在地

下記の埼玉県省エネ診断業務について、省エネ診断結果報告書の確認を依頼します。

1 案件番号

2 報告書

別添のとおり

3 報告書の形式チェック

次ページのチェック表にて

確認済		未確認	
-----	--	-----	--

4 担当者連絡先 (必ず記入してください)

担当者 連絡先	所属部署	
	役職	氏名
	TEL	FAX
	Mail	

省エネ診断報告書に仕様書で定めた以下の内容について記載していることを確認してください。

【チェック表】

✓欄	項目	内容
	表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 年度 埼玉県省エネ診断事業の表記 ・受診事業所名称 ・受託者名称 ・報告年月（県への報告年月で記載）
	診断の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・受診事業所概要 事業者名称、事業所名称、所在地、産業分類（中分類）、建物構造、竣工年、延床面積、階数、従業員数、操業状況（年間操業日数、日操業時間） ・診断機関概要 診断機関名称、所在地、担当部署名、診断責任者、診断担当者、診断期間、報告日
	主要設備の稼働状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用設備 主要設備一覧（能力、主な仕様、台数、更新状況、耐用年数、エネルギー使用量計測の有無（EMS 導入の有無含む）、インバータ制御の有無） ・事業所全体の設備ごとのエネルギー使用比率 ・主要設備等に関する課題及び省エネ余地
	省エネ対策の実施状況の評価	<p>省エネ等に関する推進体制、設備更新状況、運転管理状況、設備台帳の整備状況及び管理標準の有無 等</p>
	エネルギー使用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・月別・エネルギー種別のエネルギー使用量のグラフ・表 ・月別・エネルギー種別のエネルギー費用のグラフ・表 ・設備区分ごとのエネルギー使用比率のグラフ・表※ ※一部推計したデータについては、その旨と算定方法の説明を記載する。 ・その他診断に用いたデータの表・グラフ（必要に応じて記載） （例）気温や生産量等の関連データとの相関グラフ 季節別の設備稼働状況 等 ・各グラフ等についての分析結果・評価等
	エネルギー使用に係る課題や効果等のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・次に示す観点で整理したエネルギー使用に係る課題と原因の表 ① 運用改善 ② 部分更新・機能付加 ③ 設備更新 ・上記課題の対策内容、対策費用、対策による効果（エネルギー使用量、コスト及びCO₂排出量の削減量）及び投資回収年数をまとめた表※（合計値を必ず記載すること） ※診断実施時点で省エネ効果が数値で見込めない対策については、削減効果は「－」で表記し、参考提案として記載する。
	省エネ対策の個別説明	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題と原因 ・対策の根拠 ・具体的な実施方法 ・対策に要する費用（設備費・工事費）及び削減効果の算定根拠・計算過程 ・上記説明に必要な図・写真・表